

長野県環境影響評価条例施行規則新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条の2）</p> <p>第2章 <u>方法書</u>の作成前の手続</p> <p>    第1節 配慮書（第3条の3—第3条の19）</p> <p>    第2節 第2種事業に係る判定（第4条・第5条）</p> <p>第3章 <u>方法書</u>（第6条—第14条）</p> <p>第4章 準備書</p> <p>    第1節 準備書の作成等（第15条—第19条）</p> <p>    第2節 準備書説明会（第20条—第23条）</p> <p>    第3節 準備書についての意見書の提出等（第24条・第25条）</p> <p>    第4節 公聴会（第26条—第33条）</p> <p>    第5節 準備書についての知事の意見（第34条）</p> <p>第5章 評価書（第35条—第40条）</p> <p>第6章 対象事業の内容の修正等（第41条—第45条）</p> <p>第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第46条—第53条）</p> <p>    第1節 評価書の公告及び縦覧後の対象事業の内容の変更等（第46条—第50条）</p> <p>    第2節 配慮の要請を行う許認可等（第51条）</p> <p>    第3節 事後調査計画書（第51条の2—第51条の4）</p> <p>    第4節 対象事業着手報告書等（第51条の5・第51条の6）</p> <p>    第5節 事後調査報告書（第51条の7—第51条の11）</p> <p>    第6節 施工状況等報告書（第52条・第53条）</p> <p>第8章 技術委員会（第54条）</p> <p>第9章 法対象事業に係る手続（第54条の2—第56条）</p> <p>第10章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第56条の2—第62条）</p> <p>第11章 雑則（第63条—第65条）</p> <p>附則</p> <p>    第2章 <u>方法書</u>の作成前の手続</p> <p>        第1節 配慮書</p> <p>        （条例第4条の2の規則で定める事項）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条の2）</p> <p>第2章 <u>準備書</u>の作成前の手続</p> <p>    第1節 第2種事業に係る判定（第4条・第5条）</p> <p>    第2節 <u>方法書</u>の作成等（第6条—第14条）</p> <p>第3章 準備書</p> <p>    第1節 準備書の作成等（第15条—第19条）</p> <p>    第2節 準備書説明会（第20条—第23条）</p> <p>    第3節 準備書についての意見書の提出等（第24条・第25条）</p> <p>    第4節 公聴会（第26条—第33条）</p> <p>    第5節 準備書についての知事の意見（第34条）</p> <p>第4章 評価書（第35条—第40条）</p> <p>第5章 対象事業の内容の修正等（第41条—第45条）</p> <p>第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第46条—第53条）</p> <p>    第1節 評価書の公告及び縦覧後の対象事業の内容の変更等（第46条—第50条）</p> <p>    第2節 配慮の要請を行う許認可等（第51条）</p> <p>    第3節 事後調査計画書（第51条の2—第51条の4）</p> <p>    第4節 対象事業着手報告書等（第51条の5・第51条の6）</p> <p>    第5節 事後調査報告書（第51条の7—第51条の11）</p> <p>    第6節 施工状況等報告書（第52条・第53条）</p> <p>第7章 技術委員会（第54条）</p> <p>第8章 法対象事業に係る手続（第54条の2—第56条）</p> <p>第9章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例（<u>第57条</u>—第62条）</p> <p>第10章 雑則（第63条—第65条）</p> <p>附則</p> <p>    第2章 <u>準備書</u>の作成前の手続</p>

改正案	現行
<p>第3条の3 条例第4条の2の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第1種事業等が実施されるべき区域の位置</p> <p>(2) 第1種事業等の規模</p> <p>(3) 第1種事業等に係る工作物の構造又は配置</p> <p>(条例第4条の2第2号の規則で定める者)</p>	
<p>第3条の4 条例第4条の2第2号の規則で定める者は、特別の法律により設立された法人（県、国又は他の地方公共団体が出資しているものに限る。第62条第2項において同じ。）とする。</p> <p>(第1種事業に相当する事業)</p>	
<p>第3条の5 第2条の規定は、条例第4条の2第3号の規則で定める事業について準用する。</p> <p>(第2種事業に相当する事業)</p>	
<p>第3条の6 第3条の規定は、条例第4条の2第4号の規則で定める事業について準用する。</p> <p>(配慮書の作成)</p>	
<p>第3条の7 第1種事業等に係る条例第4条の3第1項第2号に掲げる事項のうち内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。</p> <p>(1) 第1種事業等の種類</p> <p>(2) 第1種事業等の規模</p> <p>(3) 事業実施想定区域</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、第1種事業等の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの</p> <p>2 第1種事業等に係る条例第4条の3第1項第3号に掲げる事項の記載は、技術指針の定めるところにより行われた予備調査の結果に基づいて行うものとする。</p> <p>3 第1項第3号及び前項の事項について把握した結果の記載に当たっては、併せてその概要を縮尺5万分の1以上の平面図上に明らかにするものとする。</p> <p>4 第1種事業等に係る条例第4条の3第1項第4号に掲げる事項の記載は、技術指針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>5 条例第4条の3第1項第5号の規則で定める事項は、他の地方公共団体の条例又は行政手続法（平成5年法律第88号）第36条に規定する行政指導（他</p>	

改正案	現行
<p>の地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。) その他の措置の定めるところに従って、第1種事業等に係る計画の立案の段階において、当該第1種事業等が実施されるべき区域その他の事項を決定するに当たって、1又は2以上の当該第1種事業等の実施が想定された区域における当該第1種事業等に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った場合にあっては、当該検討の経緯及び内容とする。</p> <p>6 条例第4条の3第2項の規定により2以上の第1種事業等について併せて配慮書を作成した場合にあっては、その旨を配慮書に記載するものとする。 (第1種事業等に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域)</p> <p>第3条の8 条例第4条の4の第1種事業等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、事業実施想定区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 (配慮書送付書)</p> <p>第3条の9 条例第4条の4の規定による送付をしようとする者は、配慮書送付書(様式第1号)に配慮書及び要約書を添えて提出しなければならない。 (配慮書についての公告の方法)</p> <p>第3条の10 条例第4条の5の規定による公告は、県報への登載又はインターネットの利用により行うものとする。 (配慮書について公告する事項)</p> <p>第3条の11 条例第4条の5の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 計画段階配慮事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 第1種事業等の名称、種類及び規模 (3) 事業実施想定区域 (4) 条例第4条の4の第1種事業等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 (5) 配慮書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間 (6) 配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨 (7) 条例第4条の6第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項 (配慮書の縦覧)</p>	

改正案	現行
<p>第3条の12 条例第4条の5の規定により配慮書及び要約書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。</p> <p>(1) 県の庁舎その他の県の施設</p> <p>(2) 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設</p> <p>(3) 計画段階配慮事業者の協力が得られた場合にあつては、計画段階配慮事業者の事務所</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、県が利用できる適切な施設 (配慮書についての意見書の提出)</p>	
<p>第3条の13 条例第4条の6第1項の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 意見書の提出の対象である配慮書の名称</p> <p>(3) 配慮書についての環境の保全の見地からの意見</p> <p>2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。 (配慮書意見書送付書)</p>	
<p>第3条の14 条例第4条の7の規定による送付をしようとする者は、配慮書意見書送付書（様式第2号）に意見書の写しを添えて提出しなければならない。 (配慮書についての知事の意見の提出期間)</p>	
<p>第3条の15 条例第4条の8第1項の規則で定める期間は、60日とする。 (第1種事業等廃止等通知書)</p>	
<p>第3条の16 条例第4条の9第1項の規定による通知は、第1種事業等廃止等通知書（様式第3号）によるものとする。 (第1種事業等の廃止等の場合の公告)</p>	
<p>第3条の17 第3条の10の規定は、条例第4条の9第2項の規定による公告について準用する。</p> <p>2 条例第4条の9第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 計画段階配慮事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>	

改正案	現行
<p>(2) <u>第1種事業等の名称、種類及び規模</u></p> <p>(3) <u>条例第4条の9第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号</u></p> <p>(4) <u>条例第4条の9第1項第3号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに計画段階配慮事業者となった者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u>  <u>(計画段階配慮事業者の氏名等の変更)</u></p>	
<p>第3条の18 <u>計画段階配慮事業者は、条例第4条の5の規定による公告が行われてから条例第8条の規定による公告が行われるまでの間において、計画段階配慮事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)に変更があったときは、知事にその旨を通知しなければならない。</u>  <u>(条例第4条の10第1項の規則で定める事項)</u></p>	
<p>第3条の19 <u>条例第4条の10第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>第2種事業又は環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する第2種事業(以下この条において「第2種事業等」という。)が実施されるべき区域の位置</u></p> <p>(2) <u>第2種事業等の規模</u></p> <p>(3) <u>第2種事業等に係る工作物の構造又は配置</u></p> <p><u>第2節 第2種事業に係る判定</u>  (第2種事業の判定の届出)</p>	<p><u>第1節 第2種事業に係る判定</u>  (第2種事業の判定の届出)</p>
<p>第4条 <u>条例第5条第1項の規定による届出は、第2種事業概要等届出書(様式第4号)により行うものとする。</u></p> <p><u>第3章 方法書</u>  (方法書の作成)</p>	<p>第4条 <u>条例第5条第1項の規定による届出は、第2種事業概要等届出書(様式第1号)により行うものとする。</u></p> <p><u>第2節 方法書の作成等</u>  (方法書の作成)</p>
<p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>対象事業に係る条例第6条第1項第8号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。</u></p> <p>5 <u>条例第6条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</u></p>	<p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>対象事業に係る条例第6条第1項第4号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。</u></p>
<p>(1) <u>第3条の7第5項の検討の経緯及び内容</u></p> <p>(2) <u>配慮書を作成した場合にあっては、条例第4条の2の規定による第1</u></p>	

改正案	現行
<p><u>種事業等が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及び内容</u></p> <p><u>(3) 配慮書を作成していない場合にあっては、その旨及びその理由</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域)</p> <p>第7条 条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(以下「環境影響想定地域」という。)は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>(方法書送付書)</p> <p>第8条 条例第7条の規定による送付をしようとする者は、方法書送付書(様式第1号)に方法書及び要約書を添えて提出しなければならない。</p> <p>(方法書についての公告の方法)</p> <p>第9条 <u>第3条の10の規定は、条例第8条の規定による公告について準用する。</u></p> <p>(方法書の縦覧)</p> <p>第11条 <u>第3条の12の規定は、条例第8条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第3条の12中「配慮書」とあるのは「方法書」と、同条第3号中「計画段階配慮事業者」とあるのは「事業者」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「第11条において準用する前3号」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(方法書についての意見書の提出)</p> <p>第12条 <u>第3条の13の規定は、条例第9条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第3条の13第1項第2号及び第3号中「配慮書」とあるのは「方法書」と、同条第2項中「前項第3号」とあるのは「第12条において準用する前項第3号」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(削る。)</p>	<p>5 (略)</p> <p>(環境影響を受ける範囲と認められる地域)</p> <p>第7条 条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(以下「環境影響想定地域」という。)は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>(方法書送付書)</p> <p>第8条 条例第7条の規定による送付をしようとする者は、方法書送付書(様式第2号)に方法書及び要約書を添えて提出しなければならない。</p> <p>(方法書についての公告の方法)</p> <p>第9条 <u>条例第8条の規定による公告は、県報その他の方法により行うものとする。</u></p> <p>(方法書の縦覧)</p> <p>第11条 <u>条例第8条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次の各号に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>県の庁舎その他の県の施設</u></p> <p>(2) <u>関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設</u></p> <p>(3) <u>事業者の協力が得られた場合にあっては、事業者の事務所</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、県が利用できる適切な施設</u></p> <p>(方法書についての意見書の提出)</p> <p>第12条 条例第9条第1項の規定による意見書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) <u>意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u></p> <p>(2) <u>意見書の提出の対象である方法書の名称</u></p> <p>(3) <u>方法書についての環境の保全の見地からの意見</u></p> <p>2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。</p>

改正案	現行
<p>(方法書意見書送付書)</p> <p>第13条 条例第10条の規定による送付をしようとする者は、方法書意見書送付書(様式第2号)に意見書の写しを添えて提出しなければならない。</p> <p>第4章 準備書</p> <p>第1節 準備書の作成等</p> <p>(準備書の作成)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第6条第5項の規定は、条例第14条第1項第8号の規則で定める事項について準用する。</p>	<p>(方法書意見書送付書)</p> <p>第13条 条例第10条の規定による送付をしようとする者は、方法書意見書送付書(様式第3号)に意見書の写しを添えて提出しなければならない。</p> <p>第3章 準備書</p> <p>第1節 準備書の作成等</p> <p>(準備書の作成)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>8 (略)</p> <p>(準備書送付書)</p> <p>第16条 条例第15条の規定による送付をしようとする者は、準備書送付書(様式第1号)に準備書及び要約書を添えて提出しなければならない。</p> <p>(準備書についての公告の方法)</p> <p>第17条 第3条の10の規定は、条例第16条の規定による公告について準用する。</p> <p>(準備書の縦覧)</p> <p>第19条 第3条の12の規定は、条例第16条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第3条の12中「配慮書」とあるのは「準備書」と、同条第3号中「計画段階配慮事業者」とあるのは「事業者」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「第19条において準用する前3号」と読み替えるものとする。</p>	<p>7 (略)</p> <p>(準備書送付書)</p> <p>第16条 条例第15条の規定による送付をしようとする者は、準備書送付書(様式第2号)に準備書及び要約書を添えて提出しなければならない。</p> <p>(準備書についての公告の方法)</p> <p>第17条 第9条の規定は、条例第16条の規定による公告について準用する。</p> <p>(準備書の縦覧)</p> <p>第19条 第11条の規定は、条例第16条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第11条中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準備書についての意見書の提出)</p> <p>第24条 第3条の13の規定は、条例第18条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第3条の13第1項第2号及び第3号中「配慮書」とあるのは「準備書」と、同条第2項中「前項第3号」とあるのは「第24条において準用する前項第3号」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準備書についての意見書の提出)</p> <p>第24条 第12条の規定は、条例第18条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第12条第1項第2号及び第3号中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準備書意見書等送付書)</p> <p>第25条 条例第19条の規定による送付をしようとする者は、準備書意見書等送付書(様式第2号)に意見書の写し及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>(公聴会の公告)</p> <p>第26条 (略)</p>	<p>(準備書意見書等送付書)</p> <p>第25条 条例第19条の規定による送付をしようとする者は、準備書意見書等送付書(様式第3号)に意見書の写し及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>(公聴会の公告)</p> <p>第26条 (略)</p>

改正案	現行
<p>2 <u>第3条の10</u>の規定は、前項の規定による公告について準用する。</p> <p><u>第5章 評価書</u> (評価書送付書)</p> <p>第37条 条例第21条第3項の規定による送付をしようとする者は、評価書送付書(様式第1号)に評価書及び要約書を添えて提出しなければならない。 (評価書についての公告の方法)</p> <p>第38条 <u>第3条の10</u>の規定は、条例第22条の規定による公告について準用する。 (評価書の縦覧)</p> <p>第40条 <u>第3条の12</u>の規定は、条例第22条の規定による縦覧について準用する。この場合において、<u>第3条の12中「配慮書」とあるのは「評価書」と、同条第3号中「計画段階配慮事業者」とあるのは「事業者」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「第40条において準用する前3号」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第6章 対象事業の内容の修正等</u> (判定により手続から離れる場合の公告)</p> <p>第42条 <u>第3条の10</u>の規定は、条例第24条第3項の規定による公告について準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第3条の10</u>及び前項の規定は、条例第27条第4項において準用する条例第24条第3項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第1号中「条例第24条第1項」とあるのは「条例第27条第4項において準用する条例第24条第1項」と、同項第2号及び第3号中「条例第24条第2項」とあるのは「条例第27条第4項において準用する条例第24条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(対象事業廃止等通知書)</p> <p>第43条 条例第25条第1項の規定による通知は、対象事業廃止等通知書(様式第3号)によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(対象事業の廃止等の場合の公告)</p> <p>第44条 <u>第3条の10</u>の規定は、条例第25条第2項の規定による公告について準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第3条の10</u>及び前項の規定は、条例第27条第4項において準用する条例第</p>	<p>2 <u>第9条</u>の規定は、前項の規定による公告について準用する。</p> <p><u>第4章 評価書</u> (評価書送付書)</p> <p>第37条 条例第21条第3項の規定による送付をしようとする者は、評価書送付書(様式第2号)に評価書及び要約書を添えて提出しなければならない。 (評価書についての公告の方法)</p> <p>第38条 <u>第9条</u>の規定は、条例第22条の規定による公告について準用する。 (評価書の縦覧)</p> <p>第40条 <u>第11条</u>の規定は、条例第22条の規定による縦覧について準用する。この場合において、<u>第11条中「方法書」とあるのは、「評価書」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第5章 対象事業の内容の修正等</u> (判定により手続から離れる場合の公告)</p> <p>第42条 <u>第9条</u>の規定は、条例第24条第3項の規定による公告について準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第9条</u>及び前項の規定は、条例第27条第4項において準用する条例第24条第3項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第1号中「条例第24条第1項」とあるのは「条例第27条第4項において準用する条例第24条第1項」と、同項第2号及び第3号中「条例第24条第2項」とあるのは「条例第27条第4項において準用する条例第24条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(対象事業廃止等通知書)</p> <p>第43条 条例第25条第1項の規定による通知は、対象事業廃止等通知書(様式第4号)によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(対象事業の廃止等の場合の公告)</p> <p>第44条 <u>第9条</u>の規定は、条例第25条第2項の規定による公告について準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第9条</u>及び前項の規定は、条例第27条第4項において準用する条例第25条</p>

改正案	現行
<p>25条第2項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第3号中「条例第25条第1項各号」とあるのは「条例第27条第4項において準用する条例第25条第1項各号」と、同項第4号中「条例第25条第1項第3号」とあるのは「条例第27条第4項において準用する条例第25条第1項第3号」と読み替えるものとする。</p>	<p>第2項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第3号中「条例第25条第1項各号」とあるのは「条例第27条第4項において準用する条例第25条第1項各号」と、同項第4号中「条例第25条第1項第3号」とあるのは「条例第27条第4項において準用する条例第25条第1項第3号」と読み替えるものとする。</p>
<p>第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続 (対象事業廃止等通知書)</p>	<p>第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続 (対象事業廃止等通知書)</p>
<p>第47条 条例第26条第4項の規定による通知は、対象事業廃止等通知書(様式第3号)によるものとする。</p>	<p>第47条 条例第26条第4項の規定による通知は、対象事業廃止等通知書(様式第4号)によるものとする。</p>
<p>2 (略) (評価書公告後の引継ぎの場合の公告)</p>	<p>2 (略) (評価書公告後の引継ぎの場合の公告)</p>
<p>第48条 第3条の10の規定は、条例第26条第4項において準用する条例第25条第2項の規定による公告について準用する。</p>	<p>第48条 第9条の規定は、条例第26条第4項において準用する条例第25条第2項の規定による公告について準用する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第3条の10及び前項の規定は、条例第27条第4項において準用する条例第26条第4項において準用する条例第25条第2項の規定による公告について準用する。</p>	<p>3 第9条及び前項の規定は、条例第27条第4項において準用する条例第26条第4項において準用する条例第25条第2項の規定による公告について準用する。</p>
<p>(環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告)</p>	<p>(環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告)</p>
<p>第50条 第3条の10の規定は、条例第27条第3項の規定による公告について準用する。</p>	<p>第50条 第9条の規定は、条例第27条第3項の規定による公告について準用する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(事後調査計画書送付書)</p>	<p>(事後調査計画書送付書)</p>
<p>第51条の3 条例第30条の2第2項の規定による送付をしようとする者は、事後調査計画書送付書(様式第1号)に事後調査計画書を添えて提出しなければならない。</p>	<p>第51条の3 条例第30条の2第2項の規定による送付をしようとする者は、事後調査計画書送付書(様式第2号)に事後調査計画書を添えて提出しなければならない。</p>
<p>(対象事業の着手等の報告)</p>	<p>(対象事業の着手等の報告)</p>
<p>第51条の6 条例第31条第1項に規定する報告書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める報告書によるものとする。</p>	<p>第51条の6 条例第31条第1項に規定する報告書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める報告書によるものとする。</p>
<p>(1) 条例第31条第1項第1号に該当する場合 対象事業着手報告書(様式第6号)</p>	<p>(1) 条例第31条第1項第1号に該当する場合 対象事業着手報告書(様式第6号)</p>
<p>(2) 条例第31条第1項第2号に該当する場合 対象事業変更報告書(様式第7号)</p>	<p>(2) 条例第31条第1項第2号に該当する場合 対象事業変更報告書(様式第7号)</p>
<p>(3) 条例第31条第1項第3号又は第4号に該当する場合 対象事業廃止等</p>	<p>(3) 条例第31条第1項第3号又は第4号に該当する場合 対象事業廃止等</p>

改正案	現行																		
<p>報告書（様式第3号）</p> <p>(4) 条例第31条第1項第5号に該当する場合 対象事業完了報告書（様式第8号）</p> <p>2 (略)</p> <p>(事後調査報告書についての公告の方法)</p> <p>第51条の8 <u>第3条の10</u>の規定は、条例第31条の4の規定による公告について準用する。</p> <p>(事後調査報告書の縦覧)</p> <p>第51条の10 <u>第3条の12</u>の規定は、条例第31条の4の規定による縦覧について準用する。この場合において、<u>第3条の12</u>中「<u>配慮書及び要約書</u>」とあるのは「事後調査報告書」と、同条第3号中「<u>計画段階配慮事業者</u>」とあるのは「<u>事業実施者等</u>」と、同条第4号中「<u>前3号</u>」とあるのは「<u>第51条の10において準用する前3号</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(事後調査報告書についての意見書の提出)</p> <p>第51条の11 <u>第3条の13</u>の規定は、条例第31条の5第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、<u>第3条の13</u>第1項第2号及び第3号中「<u>配慮書</u>」とあるのは「<u>事後調査報告書</u>」と、同条第2項中「<u>前項第3号</u>」とあるのは「<u>第51条の11において準用する前項第3号</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第8章</u> 技術委員会</p> <p><u>第9章</u> 法対象事業に係る手続 (法対象事業に係る事後調査計画書の作成等)</p> <p>第54条の2 第51条の2から第53条まで（第52条後段を除く。）及び第63条の規定は、<u>法第2条第4項</u>に規定する対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="201 1236 1097 1430"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>中欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第51条の6第2項第1号</td> <td>条例第26条第2項(条例第27条第4項)</td> <td>法第31条第2項(法第32条第3項)</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	中欄	右欄	(略)	(略)	(略)	第51条の6第2項第1号	条例第26条第2項(条例第27条第4項)	法第31条第2項(法第32条第3項)	<p>報告書（様式第4号）</p> <p>(4) 条例第31条第1項第5号に該当する場合 対象事業完了報告書（様式第8号）</p> <p>2 (略)</p> <p>(事後調査報告書についての公告の方法)</p> <p>第51条の8 <u>第9条</u>の規定は、条例第31条の4の規定による公告について準用する。</p> <p>(事後調査報告書の縦覧)</p> <p>第51条の10 <u>第11条</u>の規定は、条例第31条の4の規定による縦覧について準用する。この場合において、<u>第11条</u>中「<u>方法書及び要約書</u>」とあるのは「事後調査報告書」と、同条第3号中「<u>事業者</u>」とあるのは「<u>事業実施者等</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(事後調査報告書についての意見書の提出)</p> <p>第51条の11 <u>第12条</u>の規定は、条例第31条の5第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、<u>第12条</u>第1項第2号及び第3号中「<u>方法書</u>」とあるのは、「<u>事後調査報告書</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第7章</u> 技術委員会</p> <p><u>第8章</u> 法対象事業に係る手続 (法対象事業に係る事後調査計画書の作成等)</p> <p>第54条の2 第51条の2から第53条まで（第52条後段を除く。）及び第63条の規定は、<u>環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）</u>第2条第4項に規定する対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1187 1236 2083 1430"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>中欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第51条の6第2項第1号</td> <td>条例第26条第2項(条例第27条第4項)</td> <td><u>環境影響評価法（以下この章において「法」とい</u></td> </tr> </tbody> </table>	左欄	中欄	右欄	(略)	(略)	(略)	第51条の6第2項第1号	条例第26条第2項(条例第27条第4項)	<u>環境影響評価法（以下この章において「法」とい</u>
左欄	中欄	右欄																	
(略)	(略)	(略)																	
第51条の6第2項第1号	条例第26条第2項(条例第27条第4項)	法第31条第2項(法第32条第3項)																	
左欄	中欄	右欄																	
(略)	(略)	(略)																	
第51条の6第2項第1号	条例第26条第2項(条例第27条第4項)	<u>環境影響評価法（以下この章において「法」とい</u>																	

改正案

現行

	条例の	法の
(略)	(略)	(略)

		う。)第31条第2項(法第32条第3項
	条例の	法の
(略)	(略)	(略)

第55条 法第40条第2項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第40条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第55条 法第40条第2項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第40条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第40条第1項の表の第30条の2第1項の項及び第15項	第38条の2第1項に規定する事業者	第40条の2の規定により読み替えて適用される法第38条の2第1項に規定する都市計画事業者
(略)	(略)	(略)
第40条第10項から第12項まで	第10条第1項	第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第10条第1項
第40条第10項	法第2条第5項に規定する事業者	法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者
第40条第13項	第19条	第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第19条
第40条第14項	第20条第1項	第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第20条第1項

左欄	中欄	右欄
第40条第1項の表の第30条の2第1項の項及び第14項	第38条の2第1項に規定する事業者	第40条の2の規定により読み替えて適用される法第38条の2第1項に規定する都市計画事業者
(略)	(略)	(略)
第40条第10項及び第11項	第10条第1項	第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第10条第1項
第40条第12項	第19条	第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第19条
第40条第13項	第20条第1項	第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第20条第1項

2 (略)  
(条例手続の免除)

2 (略)  
(条例手続の免除)

第56条 知事は、法第3条の9第1項第2号に該当し、同項(法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により公表された場合、法第4条第3項第2号(同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置がとられた場合、法第39条第2項

第56条 知事は、法第4条第3項第2号(同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置がとられた場合、法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第3項第2号(法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第4項及び法第40条第2項

改正案	現行
<p>の規定により読み替えて適用される法第4条第3項第2号（法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第4項及び法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置がとられた場合又は法第30条第1項第2号に該当し、同項（法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により知事に通知された場合において、新たに対象事業又は第2種事業となる事業について、法の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、それぞれ当該各号に定める書類とみなし、条例の規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 法第3条の4第1項の手続に相当する手続を経た配慮書 条例第4条の4の手続に相当する手続を経た配慮書</p> <p>(2) 法第3条の6の手続に相当する手続を経た同条の書面 条例第4条の8の手続に相当する手続を経た同条第1項の書面</p> <p>(3) 法第4条第2項の手続に相当する手続を経た書面の写し 条例第5条第1項の手続に相当する手続を経た書面</p> <p>(4) 法第7条の手続に相当する手続を経た方法書 条例第8条の手続に相当する手続を経た方法書</p> <p>(5) 法第7条の2の手続に相当する手続を経た方法書 条例第8条の2の手続に相当する手続を経た方法書</p> <p>(6) 法第9条の手続に相当する手続を経た同条の書類 条例第10条の手続に相当する手続を経た同条の意見書の写し</p> <p>(7) 法第10条の手続に相当する手続を経た同条の書面 条例第11条の手続に相当する手続を経た同条第1項の書面</p> <p>(8) 法第15条の手続に相当する手続を経た準備書 条例第15条の手続に相当する手続を経た準備書</p> <p>(9) 法第16条の手続に相当する手続を経た準備書 条例第16条の手続に相当する手続を経た準備書</p> <p>(10) 法第17条の手続に相当する手続を経た準備書 条例第17条の手続に相当する手続を経た準備書</p> <p>(11) 法第19条の手続に相当する手続を経た同条の書類 条例第19条の手続に相当する手続を経た同条の意見書の写し及び書類</p> <p>(12) 法第20条の手続に相当する手続を経た同条第1項の書面 条例第20条の手続に相当する手続を経た同条第1項の書面</p>	<p>の規定により読み替えて適用される法第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置がとられた場合又は法第30条第1項第2号に該当し、同項（法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により知事に通知された場合において、新たに対象事業又は第2種事業となる事業について、法の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、それぞれ当該各号に定める書類とみなし、条例の規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 法第4条第2項の手続に相当する手続を経た書面の写し 条例第5条第1項の手続に相当する手続を経た書面</p> <p>(2) 法第7条の手続に相当する手続を経た方法書 条例第8条の手続に相当する手続を経た方法書</p> <p>(3) 法第7条の2の手続に相当する手続を経た方法書 条例第8条の2の手続に相当する手続を経た方法書</p> <p>(4) 法第9条の手続に相当する手続を経た同条の書類 条例第10条の手続に相当する手続を経た同条の意見書の写し</p> <p>(5) 法第10条の手続に相当する手続を経た同条の書面 条例第11条の手続に相当する手続を経た同条の書面</p> <p>(6) 法第15条の手続に相当する手続を経た準備書 条例第15条の手続に相当する手続を経た準備書</p> <p>(7) 法第16条の手続に相当する手続を経た準備書 条例第16条の手続に相当する手続を経た準備書</p> <p>(8) 法第17条の手続に相当する手続を経た準備書 条例第17条の手続に相当する手続を経た準備書</p> <p>(9) 法第19条の手続に相当する手続を経た同条の書類 条例第19条の手続に相当する手続を経た同条の意見書の写し及び書類</p> <p>(10) 法第20条の手続に相当する手続を経た同条第1項の書面 条例第20条の手続に相当する手続を経た同条第1項の書面</p>

改正案	現行
<p>(13) 法第26条の手續に相当する手續を経た評価書 条例第21条の手續に相当する手續を経た評価書</p> <p>(14) 法第27条の手續に相当する手續を経た評価書 条例第22条の手續に相当する手續を経た評価書</p> <p>(15) 法第30条第1項の手續に相当する手續を経た通知 条例第5条第1項の手續に相当する手續を経た書面</p> <p>2 知事は、前項の規定により条例の規定による環境影響評価その他の手續の全部又は一部を免除したときは第1号の措置を、免除しなかったときは第2号の措置をとるものとする。</p> <p>(1) 条例の規定による環境影響評価その他の手續の全部又は一部を免除した旨、その内容及び理由を第1種事業を実施しようとする者、第2種事業を実施しようとする者又は第56条の2第1項若しくは第2項、第57条第1項、第58条第1項若しくは第60条第1項に規定する都市計画決定権者に通知すること。</p> <p>(2) 条例の規定による環境影響評価その他の手續を免除しなかった旨及びその理由を第1種事業を実施しようとする者、第2種事業を実施しようとする者又は第56条の2第1項若しくは第2項、第57条第1項、第58条第1項若しくは第60条第1項に規定する都市計画決定権者に通知すること。</p> <p>第10章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例 (都市計画に定められる第1種事業等又は第2種事業等)</p> <p>第56条の2 第1種事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業(以下この章において「市街地開発事業」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第1種事業又は第1種事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第1種事業については、条例第4条の2から第4条の9までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手續及び条例第6条から第32条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手續は、第3項、第58条第2項、第59条、第60条、第61条第1項、第2項及び第5項から第7項まで並びに第62条に定めるところにより、同法第15条第1項の県若しくは市町村(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村)又は都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第51条第1項の規定により都</p>	<p>(11) 法第26条の手續に相当する手續を経た評価書 条例第21条の手續に相当する手續を経た評価書</p> <p>(12) 法第27条の手續に相当する手續を経た評価書 条例第22条の手續に相当する手續を経た評価書</p> <p>(13) 法第30条第1項の手續に相当する手續を経た通知 条例第5条第1項の手續に相当する手續を経た書面</p> <p>2 知事は、前項の規定により条例の規定による環境影響評価その他の手續の全部又は一部を免除したときは第1号の措置を、免除しなかったときは第2号の措置をとるものとする。</p> <p>(1) 条例の規定による環境影響評価その他の手續の全部又は一部を免除した旨、その内容及び理由を第1種事業を実施しようとする者、第2種事業を実施しようとする者又は第57条第1項、第58条第1項若しくは第60条第1項に規定する都市計画決定権者に通知すること。</p> <p>(2) 条例の規定による環境影響評価その他の手續を免除しなかった旨及びその理由を第1種事業を実施しようとする者、第2種事業を実施しようとする者又は第57条第1項、第58条第1項若しくは第60条第1項に規定する都市計画決定権者に通知すること。</p> <p>第9章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例</p>

改正案

現行

市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第1種事業を実施しようとする者に代わるものとして、当該第1種事業又は第1種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。  
 この場合において、条例第4条の3第2項、第4条の9第1項第3号、第2項及び第3項、第6条第2項、第14条第2項並びに第25条第1項第3号、第2項及び第3項の規定は、適用しない。

2 第2種事業若しくは法第2種事業（条例第4条の2第3号の第1種事業に相当する事業及び同条第4号の第2種事業に相当する事業をいう。以下この項において同じ。）が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第2種事業若しくは法第2種事業又は第2種事業若しくは法第2種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第2種事業若しくは法第2種事業については、条例第3章第1節の規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、次項並びに第61条第3項及び第4項に定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第2種事業若しくは法第2種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。この場合において、条例第4条の3第2項、第4条の9第1項第3号、第2項及び第3項並びに第4条の10の規定は、適用しない。

3 前2項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における条例第3章第1節（第4条の3第2項、第4条の9第1項第3号、第2項及び第3項並びに第4条の10を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第4条の2	<u>次に掲げる者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下この節において「計画段階配慮事業者」という。）は、第1種事業、第2種事業又は法第2条第3項に規定する第</u>	<u>長野県環境影響評価条例施行規則（以下「施行規則」という。）第56条の2第1項に規定する都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、次に掲げる事業</u>

改正案			現行
	<u>2種事業</u>		
	<u>に係る</u>	又は第1種事業等に係る施設を都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第1種事業等（以下この節において「都市計画第1種事業等」という。）に係る	
	<u>当該第1種事業等</u>	当該都市計画第1種事業等	
<u>第4条の2第1号</u>	<u>第1種事業を実施しようとする者</u>	第1種事業	
<u>第4条の2第2号</u>	<u>第2種事業を実施しようとする者（県、国、他の地方公共団体その他の地方公共団体その他規則で定める者（第4号において「県等」という。）に限る。）</u>	第2種事業	
<u>第4条の2第3号</u>	<u>ものを実施しようとする者</u>	もの	
<u>第4条の2第4号</u>	<u>ものを実施しようとする者（県等に限る。）</u>	もの	
<u>第4条の3第1項</u>	計画段階配慮事業者は	都市計画決定権者は	
<u>第4条の3第1項第1号</u>	<u>計画段階配慮事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u>	都市計画決定権者の名称	
<u>第4条の3第1項第2号</u>	第1種事業等	都市計画第1種事業等	

改正案			現行
第4条の4	計画段階配慮事業者	都市計画決定権者	
	第1種事業等	都市計画第1種事業等	
	次条	以下この条及び次条	
	ならない	ならない。この場合において、知事は、配慮書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする	
第4条の5	知事は、前条の	都市計画決定権者は、	
	の送付を受けたときは、配慮書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、配慮書及び要約書の送付を受けた	を作成したときは、その	
第4条の6から第4条の8まで	計画段階配慮事業者	都市計画決定権者	
第4条の9第1項	計画段階配慮事業者	都市計画決定権者	
	が行われて	を行って	
	が行われる	を行う	
	知事	知事及び第4条の7に規定する市町村長	
	通知しなければならない	通知するとともに、その旨を公告しなければならない	
第4条の9第1項第1号	第1種事業等を実施しない	都市計画第1種事業等を都市計画に定めない	
<p>4 第1項及び第2項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合においては、第3条の3から第3条の17まで（第3条の7第6項及び第3条の17第2項第4号を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用</p>			

改正案

現行

については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第3条の3及び第3条の7	第1種事業等	都市計画第1種事業等
第3条の8	条例第4条の4の第1種事業等	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4の都市計画第1種事業等
第3条の9	条例第4条の4	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第3条の10	条例第4条の5	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5
	登載	登載（都市計画決定権者が国土交通大臣であるときは官報への登載、市町村であるときは当該市町村の掲示場への掲示）
第3条の11	条例第4条の5	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5
第3条の11第1号	計画段階配慮事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第3条の11第2号	第1種事業等	都市計画第1種事業等
第3条の11第4号	条例第4条の4の第1種事業等	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4の都

改正案			現行
		市計画第1種事業等	
第3条の11第7号	条例第4条の6第1項	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の6第1項	
第3条の12	条例第4条の5	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5	
第3条の12第3号	計画段階配慮事業者の協力が得られた場合にあっては、 <u>計画段階配慮事業者</u>	都市計画決定権者	
第3条の12第4号	県	都市計画決定権者	
第3条の13第1項	条例第4条の6第1項	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の6第1項	
第3条の14	条例第4条の7	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の7	
第3条の15	条例第4条の8第1項	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の8第1項	
第3条の16	条例第4条の9第1項	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の9第1項	
第3条の17	条例第4条の9第2項	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の9第2項	

改 正 案	現 行
-------	-----

<u>第3条の17第2項第1号</u>	<u>計画段階配慮事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u>	都市計画決定権者の名称
<u>第3条の17第2項第2号</u>	第1種事業等	都市計画第1種事業等
<u>第3条の17第2項第3号</u>	<u>条例第4条の9第1項各号</u>	<u>第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の9第1項各号</u>

第57条 第2種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第2種事業又は第2種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第2種事業については、条例第5条第1項の規定による届出は、次項から第5項までに定めるところにより、都市計画決定権者で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第2種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。

2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における条例第5条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第5条第1項	第2種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下この条において同じ。）	都市計画決定権者は、第2種事業又は第2種事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとするとき

--	--	--

（都市計画に定められる第2種事業等）

第57条 第2種事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第2種事業又は第2種事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第2種事業については、条例第5条第1項の規定による届出は、次項及び第3項に定めるところにより、同法第15条第1項の県若しくは市町村（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第1項の規定により都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第2種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。

2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における条例第5条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第5条第1項	第2種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下この条において同じ。）	<u>長野県環境影響評価条例施行規則（以下「施行規則」という。）第57条第1項に規定する都市計画決定権者（以下「都市計画決定権</u>

改正案			現行		
					者」という。)は、第2種事業又は第2種事業に係る施設を都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定めようとするとき
	その氏名	都市計画決定権者の名称、当該第2種事業を実施しようとする者の氏名	その氏名	都市計画決定権者の名称、当該第2種事業を実施しようとする者の氏名	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>3 前項の規定により読み替えて適用される条例第5条第4項第1号の措置がとられた第2種事業(前項の規定により読み替えて適用される条例第5条第5項及び次条第2項の規定により読み替えて適用される条例第24条第2項において準用する条例第5条第4項第2号の措置がとられたものを除く。)について第2種事業を実施しようとする者が作成した配慮書があるときは、当該第2種事業を実施しようとする者は、都市計画決定権者に当該配慮書を送付するものとする。</p>					
<p>4 前項の場合において、配慮書を送付する前に第2種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、当該第2種事業を実施しようとする者に対して行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。</p>					
<p>5 第1項の規定により都市計画決定権者が条例第5条第1項の規定による届出を行う場合においては、第4条及び第5条の規定を適用する。この場合において、第4条中「条例第5条第1項」とあるのは「第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項」と、第5条第1項中「条例第5条第4項(同条第5項及び」とあるのは「第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第4項(第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第5項及び第58条第2項の規定により読み替えて適用される」とする。</p>			<p>3 第1項の規定により都市計画決定権者が条例第5条第1項の規定による届出を行う場合においては、第4条及び第5条の規定を適用する。この場合において、第4条中「条例第5条第1項」とあるのは「第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項」と、第5条第1項中「条例第5条第4項(同条第5項及び」とあるのは「第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第4項(第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第5項及び第58条第2項の規定により読み替えて適用される」とする。 (都市計画に定められる対象事業等)</p>		
<p>第58条 第2種事業(対象事業であるものに限る。以下この項及び第61条第3項において同じ。)が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計</p>			<p>第58条 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設と</p>		

改正案

画に定められる場合における当該第2種事業又は第2種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第2種事業については、条例第6条から第32条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項から第62条までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第2種事業の事業者に代わるものとして、当該第2種事業又は第2種事業に係る施設（以下「第2種事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第6条第2項、第14条第2項並びに第25条第1項第3号、第2項及び第3項の規定は、適用しない。

2 第56条の2第1項又は前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第6条から第32条まで（第6条第2項、第14条第2項並びに第25条第1項第3号、第2項及び第3項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第6条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	第4条の8第1項	施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される第4条の8第1項
	第4条の6第1項	施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される第4条の6第1項
	第4条の2	施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される第4条の2
	第1種事業等 対象事業	都市計画第1種事業等 施行規則第56条の2第1項の第1種事業若しくは第1種事業に係る施設又は施行規則第58条第1項の第2種事業等（第23条及

現行

して同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第6条から第32条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項から第62条までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業の事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第6条第2項、第14条第2項並びに第25条第1項第3号、第2項及び第3項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第6条から第32条まで（第6条第2項、第14条第2項並びに第25条第1項第3号、第2項及び第3項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第6条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	施行規則第58条第1項の対象事業等（第23条及び第25条第1項第1号において「対象事業等」という。）を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）

改正案			現行														
		び第25条第1項第1号において「対象事業等」という。)を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第1種事業又は第2種事業(以下「都市計画対象事業」という。)															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)												
第6条第1項第4号	第4条の3第1項第4号	施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される第4条の3第1項第4号	第6条第1項第4号	対象事業	都市計画対象事業												
第6条第1項第5号	第4条の6第1項	施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される第4条の6第1項															
第6条第1項第6号	第4条の8第1項	施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される第4条の8第1項															
第6条第1項第8号	対象事業	都市計画対象事業															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)												
<p>3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第6条から第53条まで(第6条第5項、第15条第7項、第41条第2項、第42条第3項、第43条第2項、第44条第2項第4号、同条第3項、第45条、第46条第3項、第47条第2項及び第48条第3項を除く。)の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>中欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			左欄	中欄	右欄				<p>3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第6条から第53条まで(第6条第5項、第15条第7項、第41条第2項、第42条第3項、第43条第2項、第44条第2項第4号、同条第3項、第45条、第46条第3項、第47条第2項及び第48条第3項を除く。)の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>中欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			左欄	中欄	右欄			
左欄	中欄	右欄															
左欄	中欄	右欄															

改正案			現行		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第11条	条例第8条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条	第11条	条例第8条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条
	」とあるのは「事業者」と、 同条第4号	の協力が得られた場合に あつては、計画段階配慮事業者」とあり、及び同条第4号中「県」とあるのは「都市計画決定権者」と、同号			
			第11条第3号	事業者の協力が得られた場合にあつては、事業者の	都市計画決定権者の
			第11条第4号	県	都市計画決定権者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第19条	条例第16条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条	第19条	条例第16条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条
	」とあるのは「事業者」と、 同条第4号	の協力が得られた場合に あつては、計画段階配慮事業者」とあり、及び同条第4号中「県」とあるのは「都市計画決定権者」と、同号			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第40条	条例第22条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条	第40条	条例第22条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条
	」とあるのは「事業者」と、 同条第4号	の協力が得られた場合に あつては、計画段階配慮事業者」とあり、及び同条第4号中「県」とあるのは「都市計画決定権者」と、同号			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(事業者等の行う環境影響評価との調整)

第61条 条例第4条の5の規定による公告が行われてから条例第8条の規定に

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第61条

改正案	現行
<p>よる公告が行われるまでの間において、当該公告に係る第1種事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該第1種事業を実施しようとする者及び配慮書又は方法書の送付を当該第1種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知したときは、第1種事業を実施しようとする者は、当該第1種事業に係る方法書を作成していない場合にあつては当該配慮書及び条例第4条の8第1項の書面を、方法書を既に作成している場合にあつては当該方法書を当該都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る第1種事業については、第56条の2第1項の規定は、都市計画決定権者が当該配慮書及び条例第4条の8第1項の書面又は当該方法書の送付を受けたときから適用する。</p>	
<p>2 前項の場合において、その通知を受ける前に第1種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、第1種事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。</p>	
<p>3 条例第6条の規定により第2種事業に係る事業者が方法書を作成してから条例第8条の規定による公告が行われるまでの間において、当該方法書に係る第2種事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該事業者、配慮書の送付を当該事業者から受けた者（当該事業者が条例第4条の4の規定により配慮書を送付している場合に限る。）並びに知事及び条例第5条第2項の市町村長にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての第58条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。</p>	<p>条例第6条の規定により事業者が方法書を作成してから条例第8条の規定による公告が行われるまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該方法書に係る対象事業が第1種事業である場合にあつては事業者（事業者が既に条例第7条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）に、第2種事業である場合にあつては事業者並びに知事及び条例第5条第2項の市町村長にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての第58条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。</p>
<p>4 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。</p>	<p>2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。</p>
<p>5 条例第8条の規定による公告が行われてから条例第16条の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び配慮書、方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該</p>	<p>3 条例第8条の規定による公告が行われてから条例第16条の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都</p>

改正案	現行
<p>準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、<u>第56条の2第1項又は第58条第1項</u>の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。</p> <p>6 <u>第4項</u>の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。</p> <p>7 条例第16条の規定による公告が行われてから条例第22条の規定による公告が行われるまでの間において、<u>第5項</u>の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き<u>条例第6章及び第7章</u>の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、<u>第56条の2第1項又は第58条第1項</u>の規定は適用しない。この場合において、事業者は、条例第22条の規定による公告が行われた後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。</p> <p>(事業者等の協力)</p> <p>第62条 都市計画決定権者は、<u>第1種事業等</u>を実施しようとする者又は事業者等に対し、<u>第56条の2</u>から前条までに規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 事業者等のうち<u>県、国、他の地方公共団体</u>及び特別の法律により設立された法人は、都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、必要な環境影響評価を行うものとする。</p> <p><u>第11章 雑則</u> (書類の経由等)</p> <p>第64条 条例又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類(第27条第1項の書面を除く。)は、<u>条例第4条の8第2項の意見、条例第5条第2項又は第40条第5項の意見及びその理由、条例第11条第2項の意見並びに条例第20条第2項の意見を記載した書類</u>にあっては当該意見を述べようとする市町村長が管轄する区域、その他の書類にあっては<u>事業実施想定区域、法第3条の2第1項に規定する事業実施想定区域、第2種事業が実施されるべき区域、対象事業実施区域又は法第5条第1項第3号に規定する対象事業実施区域</u>を管轄する地方事務所の長(以下この項において「関係地方事務所長」という。)を経由しなければならない。ただし、関係地方事務所長が2以上であるときは、知事が指定する関係地方事務所長を経由しなければならない。</p>	<p>市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、<u>第58条第1項</u>の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。</p> <p>4 <u>第2項</u>の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。</p> <p>5 条例第16条の規定による公告が行われてから条例第22条の規定による公告が行われるまでの間において、<u>第3項</u>の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き<u>条例第4章及び第5章</u>の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、<u>第58条第1項</u>の規定は適用しない。この場合において、事業者は、条例第22条の規定による公告が行われた後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。</p> <p>(事業者等の協力)</p> <p>第62条 都市計画決定権者は、<u>第2種事業</u>を実施しようとする者又は事業者等に対し、<u>第57条</u>から前条までに規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 事業者等のうち<u>国、県</u>及び特別の法律により設立された法人(<u>国又は県が出資しているものに限る。)</u>は、都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、必要な環境影響評価を行うものとする。</p> <p><u>第10章 雑則</u> (書類の経由等)</p> <p>第64条 条例又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類(第27条第1項の書面を除く。)は、<u>条例第5条第2項又は第40条第5項の意見及びその理由、条例第11条第2項の意見並びに条例第20条第2項の意見を記載した書類</u>にあっては当該意見を述べようとする市町村長が管轄する区域、その他の書類にあっては第2種事業が実施されるべき区域、対象事業実施区域又は法第5条第1項第3号に規定する対象事業実施区域を管轄する地方事務所の長(以下この項において「関係地方事務所長」という。)を経由しなければならない。ただし、関係地方事務所長が2以上であるときは、知事が指定する関係地方事務所長を経由しなければならない。</p>

改正案	現行
2 (略)	2 (略)

改 正 案	現 行																												
<p>(様式第4号) (第4条、第57条関係)</p> <p style="text-align: center;">第2種事業概要等届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長野県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 ㊟ 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕</p> <p>長野県環境影響評価条例第5条第1項（長野県環境影響評価条例施行規則第57条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第5条第1項）の規定により、第2種事業について、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:30%;">第2種事業の名称</td><td></td></tr> <tr><td>第2種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</td><td></td></tr> <tr><td>第2種事業の目的</td><td></td></tr> <tr><td>第2種事業の種類</td><td></td></tr> <tr><td>第2種事業の規模</td><td></td></tr> <tr><td>第2種事業が実施されるべき区域</td><td></td></tr> <tr><td>第2種事業の内容のうち、同種の一般的な事業と比べて特に異なっていると認められる事項</td><td></td></tr> </table> <p>(備考) 1 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができる。 2 第2種事業が実施されるべき区域欄は、次に掲げる事項を記載すること。 (1) 当該第2種事業が実施されるべき区域が含まれる市町村の名称 (2) 当該第2種事業が実施されるべき区域及びその周辺の概況 3 届出書には、第2種事業が実施されるべき区域を明らかにした縮尺5万分の1以上の平面図を添付すること。</p>	第2種事業の名称		第2種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		第2種事業の目的		第2種事業の種類		第2種事業の規模		第2種事業が実施されるべき区域		第2種事業の内容のうち、同種の一般的な事業と比べて特に異なっていると認められる事項		<p>(様式第1号) (第4条、第57条関係)</p> <p style="text-align: center;">第2種事業概要等届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長野県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 ㊟ 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕</p> <p>長野県環境影響評価条例第5条第1項（長野県環境影響評価条例施行規則第57条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第5条第1項）の規定により、第2種事業について、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:30%;">第2種事業の名称</td><td></td></tr> <tr><td>第2種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</td><td></td></tr> <tr><td>第2種事業の目的</td><td></td></tr> <tr><td>第2種事業の種類</td><td></td></tr> <tr><td>第2種事業の規模</td><td></td></tr> <tr><td>第2種事業が実施されるべき区域</td><td></td></tr> <tr><td>第2種事業の内容のうち、同種の一般的な事業と比べて特に異なっていると認められる事項</td><td></td></tr> </table> <p>(備考) 1 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができる。 2 第2種事業が実施されるべき区域欄は、次に掲げる事項を記載すること。 (1) 当該第2種事業が実施されるべき区域が含まれる市町村の名称 (2) 当該第2種事業が実施されるべき区域及びその周辺の概況 3 届出書には、第2種事業が実施されるべき区域を明らかにした縮尺5万分の1以上の平面図を添付すること。</p>	第2種事業の名称		第2種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		第2種事業の目的		第2種事業の種類		第2種事業の規模		第2種事業が実施されるべき区域		第2種事業の内容のうち、同種の一般的な事業と比べて特に異なっていると認められる事項	
第2種事業の名称																													
第2種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）																													
第2種事業の目的																													
第2種事業の種類																													
第2種事業の規模																													
第2種事業が実施されるべき区域																													
第2種事業の内容のうち、同種の一般的な事業と比べて特に異なっていると認められる事項																													
第2種事業の名称																													
第2種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）																													
第2種事業の目的																													
第2種事業の種類																													
第2種事業の規模																													
第2種事業が実施されるべき区域																													
第2種事業の内容のうち、同種の一般的な事業と比べて特に異なっていると認められる事項																													

(削る。)

(様式第2号) (第8条、第16条、第37条、第51条の3、第54条の2、第55条、第58条関係)

〔方法書送付書〕  
〔準備書送付書〕  
〔評価書送付書〕  
〔事後調査計画書送付書〕

年 月 日

長野県知事 殿  
(市町村長)

住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の〕  
所在地、名称及び代表者の氏名

〔長野県環境影響評価条例第7条（長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第7条）  
長野県環境影響評価条例第15条（長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第15条）  
長野県環境影響評価条例第21条第3項（長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第21条第3項）  
長野県環境影響評価条例第30条の2第2項（長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第30条の2第2項）〕の規定

により、下記のとおり〔方法書及びこれを要約した書類〕  
〔準備書及びこれを要約した書類〕を送付します。  
〔評価書及びこれを要約した書類〕  
〔事後調査計画書〕

記

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 (都市計画対象事業の規模)	
対象事業実施区域 (都市計画対象事業区域)	
環境影響想定地域の範囲又は関係地域の範囲	
〔方法書〕についての意見書の提出先 〔準備書〕	
〔方法書〕 〔準備書〕 〔評価書〕 〔事後調査計画書〕の名称	

〔方法書  
準備書  
評価書  
事後調査計画書〕の送付部数

(削る。)

(様式第3号) (第13条、第25条、第58条関係)

〔方法書意見書送付書〕  
〔準備書意見書等送付書〕

年 月 日

長野県知事 殿  
( 市町村長)

住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

〔長野県環境影響評価条例第10条（長野県環境影響評価条例施行規則  
第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評  
価条例第10条）  
長野県環境影響評価条例第19条（長野県環境影響評価条例施行規則  
第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評  
価条例第19条）〕の規定によ

り、下記のとおり〔意見書の写し  
意見書の写し及び当該意見についての見解を記載した書類〕を送  
付します。

記

対 象 事 業 の 名 称 ( 都 市 計 画 対 象 事 業 の 名 称 )	
〔 方 法 書 〕 の 名 称 〔 準 備 書 〕	
意見書の提出件数及び提出者数	件 人

(削る。)

(様式第4号) (第43条、第47条、第51条の6、第54条の2、第55条、第58条関係)

〔対象事業廃止等通知書〕  
〔対象事業廃止等報告書〕

年 月 日

長野県知事 殿  
( 市町村長)

住 所  
氏 名 ㊟  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

〔長野県環境影響評価条例第25条第1項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第25条第1項)  
長野県環境影響評価条例第26条第4項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第26条第4項)  
長野県環境影響評価条例第31条第1項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項)〕の規定

により、下記のとおり〔通知〕  
〔報告〕

記

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 (都市計画対象事業の規模)	
〔通知事項〕 〔報告事項〕	
対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合にあつては、当該引継ぎにより新たに事業者等となった者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
〔通知事項〕 〔報告事項〕欄に該当することとなった年月日	年 月 日

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。

(様式第1号) (第3条の9、第8条、第16条、第37条、第51条の3、第54条の2、第55条、第56条の2、第58条関係)

〔配慮書送付書〕  
〔方法書送付書〕  
〔準備書送付書〕  
〔評価書送付書〕  
〔事後調査計画書送付書〕

年 月 日

長野県知事 殿  
( 市町村長)

住 所  
氏 名  
〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

〔長野県環境影響評価条例第4条の4（長野県環境影響評価条例施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第4条の4）  
長野県環境影響評価条例第7条（長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第7条）  
長野県環境影響評価条例第15条（長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第15条）  
長野県環境影響評価条例第21条第3項（長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第21条第3項）  
長野県環境影響評価条例第30条の2第2項（長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第30条の2第2項）〕

の規定

〔配慮書及びこれを要約した書類〕  
〔方法書及びこれを要約した書類〕  
〔準備書及びこれを要約した書類〕  
〔評価書及びこれを要約した書類〕  
〔事後調査計画書〕

により、下記のとおり を送付します。

記

第1種事業等の名称 〔都市計画第1種事業等の名称〕 〔対象事業の名称〕 〔都市計画対象事業の名称〕	
第1種事業等の種類 〔都市計画第1種事業等の種類〕 〔対象事業の種類〕 〔都市計画対象事業の種類〕	
第1種事業等の規模 〔都市計画第1種事業等の規模〕 〔対象事業の規模〕 〔都市計画対象事業の規模〕	
事業実施想定区域 〔対象事業実施区域〕 〔都市計画対象事業区域〕	
環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲、環境影響想定地域の範囲又は関係地域の範囲	
〔配慮書〕 〔方法書〕 〔準備書〕 についての意見書の提出先	
〔配慮書〕 〔方法書〕 〔準備書〕 〔評価書〕 〔事後調査計画書〕 の 名 称	

【参考】

(様式第2号) (第8条、第16条、第37条、第51条の3、第54条の2、第55条、第58条関係)

〔方法書送付書〕  
〔準備書送付書〕  
〔評価書送付書〕  
〔事後調査計画書送付書〕

年 月 日

長野県知事 殿  
( 市町村長)

住 所  
氏 名  
〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

〔長野県環境影響評価条例第7条（長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第7条）  
長野県環境影響評価条例第15条（長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第15条）  
長野県環境影響評価条例第21条第3項（長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第21条第3項）  
長野県環境影響評価条例第30条の2第2項（長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第30条の2第2項）〕

の規定

〔方法書及びこれを要約した書類〕  
〔準備書及びこれを要約した書類〕  
〔評価書及びこれを要約した書類〕  
〔事後調査計画書〕

により、下記のとおり を送付します。

記

対象事業の名称 ( 都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 ( 都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 ( 都市計画対象事業の規模)	
対象事業実施区域 ( 都市計画対象事業区域)	
環境影響想定地域の範囲又は関係地域の範囲	
〔方法書〕 〔準備書〕 についての意見書の提出先	
〔方法書〕 〔準備書〕 〔評価書〕 〔事後調査計画書〕 の 名 称	

<table border="1"> <tr> <td>配</td><td>慮</td><td>書</td></tr> <tr> <td>方</td><td>法</td><td>書</td></tr> <tr> <td>準</td><td>備</td><td>書</td></tr> <tr> <td>評</td><td>価</td><td>書</td></tr> <tr> <td>事後調査計画書</td><td></td><td></td></tr> </table> の送付部数	配	慮	書	方	法	書	準	備	書	評	価	書	事後調査計画書				<table border="1"> <tr> <td>方</td><td>法</td><td>書</td></tr> <tr> <td>準</td><td>備</td><td>書</td></tr> <tr> <td>評</td><td>価</td><td>書</td></tr> <tr> <td>事後調査計画書</td><td></td><td></td></tr> </table> の送付部数	方	法	書	準	備	書	評	価	書	事後調査計画書			
配	慮	書																												
方	法	書																												
準	備	書																												
評	価	書																												
事後調査計画書																														
方	法	書																												
準	備	書																												
評	価	書																												
事後調査計画書																														
<p>(備考) 「環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲」とは、条例第4条の4の第1種事業等（施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4の都市計画第1種事業等）に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲をいう。</p>																														

(様式第2号) (第3条の14、第13条、第25条、第56条の2、第58条関係)

〔 配慮書意見書送付書  
方法書意見書送付書  
準備書意見書等送付書 〕

年 月 日

長野県知事 殿  
( 市町村長 )

住 所  
氏 名  
〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

〔 長野県環境影響評価条例第4条の7 (長野県環境影響評価条例施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第4条の7)  
長野県環境影響評価条例第10条 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第10条)  
長野県環境影響評価条例第19条 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第19条) 〕

の規定によ

り、下記のとおり 〔 意見書の写し  
意見書の写し及び当該意見についての見解を記載した書類 〕 を送付します。

記

第1種事業等の名称 〔 都市計画第1種事業等の名称 対象事業の名称 都市計画対象事業の名称 〕	
〔 配慮書 方法書 準備書 〕 の 名 称	
意見書の提出件数及び提出者数	件 人

【参考】

(様式第3号) (第13条、第25条、第58条関係)

〔 方法書意見書送付書  
準備書意見書等送付書 〕

年 月 日

長野県知事 殿  
( 市町村長 )

住 所  
氏 名  
〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

〔 長野県環境影響評価条例第10条 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第10条)  
長野県環境影響評価条例第19条 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第19条) 〕

の規定によ

り、下記のとおり 〔 意見書の写し  
意見書の写し及び当該意見についての見解を記載した書類 〕 を送付します。

記

対象事業の名称 ( 都市計画対象事業の名称 )	
〔 方法書 準備書 〕 の 名 称	
意見書の提出件数及び提出者数	件 人

(様式第3号) (第3条の16、第43条、第47条、第51条の6、第54条の2、第55条、第56条の2、第58条関係)

〔第1種事業等廃止等通知書〕  
対象事業廃止等通知書  
対象事業廃止等報告書

年 月 日

長野県知事 殿  
( 市町村長)

住 所  
氏 名 ㊟  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

〔長野県環境影響評価条例第4条の9第1項(長野県環境影響評価条例施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第4条の9第1項)  
長野県環境影響評価条例第25条第1項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第25条第1項)  
長野県環境影響評価条例第26条第4項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第26条第4項)の規定  
長野県環境影響評価条例第31条第1項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項)〕

により、下記のとおり〔通知〕  
〔報告〕  
記

第1種事業等の名称 都市計画第1種事業等の名称 対象事業の名称 都市計画対象事業の名称	
第1種事業等の種類 都市計画第1種事業等の種類 対象事業の種類 都市計画対象事業の名称	
第1種事業等の種類 都市計画第1種事業等の規模 対象事業の規模 都市計画対象事業の規模	
〔通知事項〕 〔報告事項〕	
〔第1種事業等〕の <sub>対象事業</sub> の <sub>実施を他</sub> の者に引き継いだ場合に <sub>あつては</sub> 、当該引き継ぎにより新たに事業者等となった者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
〔通知事項〕欄に該当するこ ととなった年月日	年 月 日

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。

【参考】

(様式第4号) (第43条、第47条、第51条の6、第54条の2、第55条、第58条関係)

〔対象事業廃止等通知書〕  
対象事業廃止等報告書

年 月 日

長野県知事 殿  
( 市町村長)

住 所  
氏 名 ㊟  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

〔長野県環境影響評価条例第25条第1項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第25条第1項)  
長野県環境影響評価条例第26条第4項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第26条第4項)の規定  
長野県環境影響評価条例第31条第1項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項)〕

により、下記のとおり〔通知〕  
〔報告〕  
記

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 (都市計画対象事業の規模)	
〔通知事項〕 〔報告事項〕	
対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合に <sub>あつては</sub> 、当該引き継ぎにより新たに事業者等となった者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
〔通知事項〕欄に該当するこ ととなった年月日	年 月 日

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。